

令和6年度亀山市下水道使用料等検討委員会からの提言について

下水道事業は、企業会計の独立採算の原則のもと、亀山市下水道事業経営戦略に沿った事業運営を行っております。

近年の経営戦略の進捗を確認しましたところ、経費回収率等に乖離が見受けられ、昨今の社会情勢等を踏まえると今後も同様の傾向が続くことが予想されたこと等から、経営戦略に則り、下水道使用料改定の必要性についての検討を開始いたしました。

検討に際しましては、広く市民の声を参考とするため、令和6年9月9日付けで亀山市下水道使用料等検討委員会を組織し、「下水道使用料の在り方」について意見を求め、計4回の会議を開催いたしました。

去る令和7年3月27日において、検討委員会より当該議題についての『意見書』の提出がありましたので、今回の委員会の経緯とともにその検討内容についてご報告いたします。

【意見書の転載】

意見1. 公共下水道使用料の在り方について

公共下水道使用料については、

- ① 令和8年度から令和12年度までを使用料算定期間として必要な改定を行うこと。
その際、
- ② 使用料対象経費は、維持管理費と支払利息の全額とし、維持管理費については物価の動向を注視し、これを加味すること。
また、
- ③ 使用料体系については、現行の体系に従量使用料の6^{m³}から10^{m³}までの区分を加えること。
- ④ 料金の設定に際しては、一部の利用者に過度な負担が生じないように十分に配慮し、下表を基準として改定を図ること。

基本使用料金		1000 円
従量使用料金 1 m ³ あたり	汚水の量	
	6 m ³ ～10 m ³	20 円
	11 m ³ ～20 m ³	150 円
	21 m ³ ～30 m ³	170 円
	31 m ³ ～50 m ³	195 円
	51 m ³ ～100 m ³	225 円
	101 m ³ ～500 m ³	260 円
501 m ³ ～	295 円	

(消費税抜き)

意見2. 農業集落排水使用料の在り方について

- ① 社会の変化に伴い、公共下水道と農業集落排水の各区域における下水道施設の使用形態に差異が無くなりつつある状況等を踏まえ、農業集落排水使用料の料金体系を、全区域において、公共下水道の使用料体系と同一とすること。
なお、
- ② その移行時期については、農業集落排水田村地区が公共下水道へ編入される令和9年度が妥当である。

<令和6年度下水道使用料等検討委員会>

	開催日	内容
第1回	令和6年9月9日	亀山市下水道使用料の在り方について 1 公共下水道使用料の改定について (1) 使用料設定の考え方について (2) 使用料算定の検討方法について (3) 公共下水道事業の現状分析 2 農業集落排水使用料の算定方法について (農業集落排水事業の現状分析)
第2回	令和6年11月7日	1 公共下水道使用料の改定について (使用料の改定率について) 2 農業集落排水使用料の算定方法について (従量制に移行した場合の影響について)
第3回	令和7年1月16日	1 農業集落排水使用料の算定方法について (使用料の在り方について) 2 公共下水道使用料の改定について (1) 使用料対象経費の確認 (2) 使用料体系の設定方法について
第4回	令和7年3月14日	意見書について

1 公共下水道使用料の在り方の検討について

(1) 現状と課題の整理

近年の決算においては使用料収入により必要な経費を十分に賄えておらず、昨今の物価高の影響も加わり、経費回収率は今後も低下していくことが見込まれています。

—— 亀山市下水道事業決算 ——

決算	R01	R02	R03	R04	R05
下水道使用料 (千円)	430,328	449,717	451,867	463,739	456,449
汚水処理費 (千円)	430,917	458,307	462,152	471,572	469,357
経費回収率 (%)	99.86	99.13	97.77	98.34	97.25

※経費回収率 = 下水道使用料 ÷ 汚水処理費 × 100

支出	維持管理費	支払利息	減価償却費	
収入	下水道使用料	その他収益	一般会計繰入金	長期前受金戻入

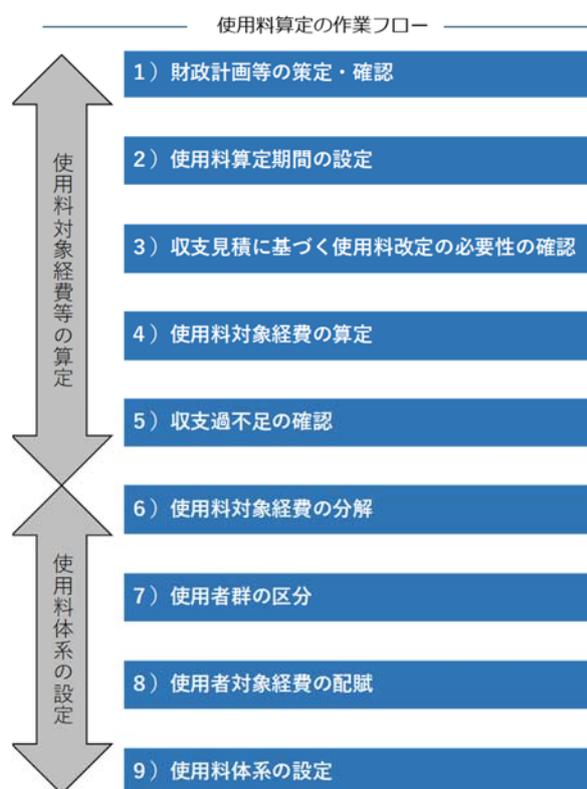
一般会計からの繰入金への依存度が今後も続き、公共サービス全般に影響を及ぼすおそれがあることから、独立採算の原則に基づき、必要な経費を賄える程度にまで下水道使用料を増収させる必要があります。

(2) 検討方法

検討委員会においては、公共下水道使用料の改定の必要性・料金体系の妥当性について、(公社)日本下水道協会が発行する『下水道使用料算定の基本的考え方』における使用料算定の作業フローに沿って検討が進められました。

使用料算定期間（使用料の試算の対象とする期間的範囲）については、同書において3年から5年程度が適当とされているところ、経営戦略において令和12年度までの決算推計を行っていることを踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年となりました。

【第1回検討結果】



(3) 使用料対象経費の設定

使用料対象経費（使用料収入で賄うべきとする経費の範囲）については、現金の支出を伴う「維持管理費」及び「支払利息」の全額を最低限とし、かつ、維持管理費については、終末処理を行う南部浄化センターに支払う流域下水道負担金が現に物価高騰により増額となっていることに鑑み、全体的に物価高騰を加味した上で設定することとなりました。【第2回検討結果】

<使用料対象経費の検討イメージ>



<使用料収入見込額と使用料対象経費との差額> ※維持管理費 10.8%増

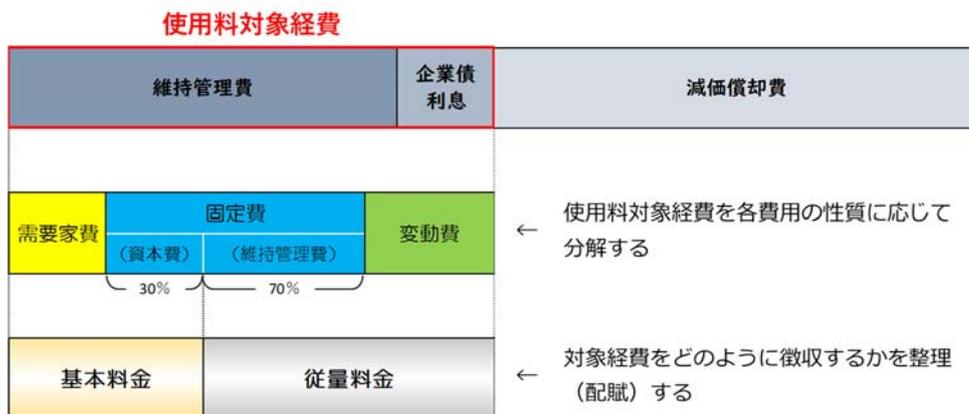
(千円)

	R08	R09	R10	R11	R12	計
下水道使用料	478,000	499,400	504,700	510,000	515,100	2,507,200
維持管理費 (10%増)	427,077	452,222	455,219	458,206	461,193	2,253,917
支払利息	118,030	119,730	126,030	132,230	136,530	632,550
収支過不足	▲67,107	▲72,552	▲76,549	▲80,436	▲82,623	▲379,267
使用料の必要増減率	14.0%	14.5%	15.2%	15.8%	16.0%	15.1%

(4) 使用料体系の設定

使用料体系については、『下水道使用料算定の基本的考え方』に基づき、経費の性質に応じて基本使用料と従量使用料のいずれにより徴収すべきかを整理するとともに、近年の下水道の使用形態に即した受益者負担となるよう従量使用料の区分に新たに6㎡から10㎡までの層を加え、一部の利用者に過度な負担が生じないように料金を設定することとなりました。【第3回検討結果】

<徴収方法の整理>



<使用料体系改定案>

		現行	改定案	増加率
基本料金		900円	1000円	11.1%
従量料金 1㎡あたり	①: ~5㎡	0円	0円	
	②: 6~10㎡	0円	20円	
	③: 11㎡~20㎡	135円	150円	11.1%
	④: 21㎡~30㎡	150円	170円	13.3%
	⑤: 31㎡~50㎡	170円	195円	14.7%
	⑥: 51㎡~100㎡	195円	225円	15.4%
	⑦: 101㎡~500㎡	225円	260円	15.6%
	⑧: 501㎡~	255円	295円	15.7%

<改定後の収入見込及び経費回収率>

(千円)

	R08	R09	R10	R11	R12	計
当初収入見込	478,000	499,400	504,700	510,000	515,100	2,507,200
使用料対象経費	545,107	571,952	581,249	590,436	597,723	2,886,467
汚水処理費	519,800	550,435	560,764	572,094	580,852	2,783,945
【改定案】						
改定後収入見込	539,449	581,925	585,646	589,345	593,072	2,889,437
経費回収率	103.78%	105.72%	104.44%	103.02%	102.10%	103.79%

※ 経費回収率 = 改定後収入見込 ÷ 汚水処理費 × 100

(5) 改定後の使用料及び県内他市との比較

改定案により算定した使用料は、県内他市と比較した場合、平均よりやや安価となる見込みです。(一般家庭を想定した使用水量10m³、20m³及び30m³の場合)

<改定後の使用料(税抜)>

使用水量	改定後	現行	差額	増加率
1m ³	1,000円	900円	100円	11.1%
2m ³	1,000円	900円	100円	11.1%
3m ³	1,000円	900円	100円	11.1%
4m ³	1,000円	900円	100円	11.1%
5m ³	1,000円	900円	100円	11.1%
6m ³	1,020円	900円	120円	13.3%
7m ³	1,040円	900円	140円	15.6%
8m ³	1,060円	900円	160円	17.8%
9m ³	1,080円	900円	180円	20.0%
10m ³	1,100円	900円	200円	22.2%
11m ³	1,250円	1,035円	215円	20.8%
12m ³	1,400円	1,170円	230円	19.7%
13m ³	1,550円	1,305円	245円	18.8%
14m ³	1,700円	1,440円	260円	18.1%
15m ³	1,850円	1,575円	275円	17.5%
16m ³	2,000円	1,710円	290円	17.0%
17m ³	2,150円	1,845円	305円	16.5%

使用水量	改定後	現行	差額	増加率
18m ³	2,300円	1,980円	320円	16.2%
19m ³	2,450円	2,115円	335円	15.8%
20m ³	2,600円	2,250円	350円	15.6%
21m ³	2,770円	2,400円	370円	15.4%
22m ³	2,940円	2,550円	390円	15.3%
23m ³	3,110円	2,700円	410円	15.2%
24m ³	3,280円	2,850円	430円	15.1%
25m ³	3,450円	3,000円	450円	15.0%
26m ³	3,620円	3,150円	470円	14.9%
27m ³	3,790円	3,300円	490円	14.8%
28m ³	3,960円	3,450円	510円	14.8%
29m ³	4,130円	3,600円	530円	14.7%
30m ³	4,300円	3,750円	550円	14.7%
50m ³	8,200円	7,150円	1,050円	14.7%
100m ³	19,450円	16,900円	2,550円	15.1%
500m ³	123,450円	106,900円	16,550円	15.5%
1,000m ³	270,950円	234,400円	36,550円	15.6%

<県内他市との比較>

1か月換算：10m ³			1か月換算：20m ³			1か月換算：30m ³		
順位	使用料	団体名	順位	使用料	団体名	順位	使用料	団体名
1	820円	津市	1	2,250円	亀山市	1	3,600円	いなべ市
2	900円	亀山市	2	2,290円	津市	2	3,750円	亀山市
3	980円	松阪市	3	2,300円	伊勢市	3	3,760円	津市
4	1,000円	伊勢市	3	2,300円	いなべ市	4	3,800円	伊勢市
4	1,000円	いなべ市	5	2,750円	鈴鹿市	5	4,300円	鈴鹿市
6	1,339円	桑名市	6	2,830円	松阪市	6	4,730円	名張市
7	1,500円	四日市市	7	3,040円	名張市	7	4,880円	松阪市
7	1,500円	名張市	8	3,179円	桑名市	8	4,900円	四日市市
9	1,550円	鈴鹿市	9	3,200円	四日市市	9	5,149円	桑名市
10	2,800円	伊賀市	10	4,700円	伊賀市	10	6,800円	伊賀市
平均	1,339円		平均	2,884円		平均	4,567円	

改定案 1,100円 < 改定案 2,600円 < 改定案 4,300円

2 農業集落排水使用料の在り方について

(1) 現行の料金体系と公共下水道との比較

農業集落排水事業では、使用料の算定について人数割制を採っており、その算定式は次のとおりとなっております。

$\text{<算定式 (※税抜)> 基本使用料 2,000 円 + (500 円} \times \text{使用人数)}$

使用料はほぼ固定額であり、使用水量に左右されない点が大きな特徴となっております。現行の公共下水道使用料（従量制）と比較した場合、4人世帯で同等となります。（※使用水量を8 m³/人とした場合）

	農業集落排水 使用料	公共下水道使用料 ※使用水量を8 m ³ /人で試算	
1人世帯	2,500 円	900 円	8 m ³
2人世帯	3,000 円	1,700 円	16 m ³
3人世帯	3,500 円	2,850 円	24 m ³
4人世帯	4,000 円	4,090 円	32 m ³
5人世帯	4,500 円	5,450 円	40 m ³
6人世帯	5,000 円	6,810 円	48 m ³

公共下水道使用料との相違点をまとめると次のとおりとなります。

	農業集落排水使用料	公共下水道使用料
算定方式	基本使用料 + <u>人数割料金</u>	基本使用料 + <u>従量料金</u>
調定件数（月）	約 2,500 件	約 11,500 件
調定件数の増減	整備事業が完了しているため ほぼ横ばい	月 300 件～400 件の増
徴収方法	毎月 水道料金とは別個に徴収	毎月 水道料金と一括して徴収
徴収事務	下水道課が直接徴収	上水道課に委託
滞納への対応	文書催告、支払督促等の裁判手続	文書催告・給水停止 (※水道料金の未納に対する措置)
その他	条例に基づき年 2 回の世帯員調査を実施	

(2) 農業集落排水事業を取り巻く状況

ア 処理場の老朽化に伴う整備

農業集落排水事業では、処理場14施設について亀山市農業集落排水施設最適整備構想に基づく整備等を進めており、一部の区域については公共下水道への編入を計画しております。

令和8年度には農業集落排水田村地区における公共下水道接続工事を予定しており、令和9年度には田村地区の約500世帯が公共下水道使用者となる見込みです。また、田村地区の編入後は、井尻地区及び白木一色地区を順次公共下水道へ編入する予定です。

イ 社会の変化に伴う下水道施設の使用形態の変化

農業集落排水の使用料体系は、農村部における世帯構成や使用水量等地域の特性を考慮して設計されておりますが、現状においては、少子・高齢化の進行によりこれらの地域特性は無くなりつつあります。

(3) 農業集落排水使用料の在り方の検討結果【第3回】

検討委員会に農業集落排水使用者と公共下水道使用者がそれぞれ属する中で、それぞれの地域において下水道施設の使用形態に大きな差異は見受けられないことを相互に確認されました。

また、「天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用」（SDGsゴール12「つくる責任 つかう責任」）という観点においても、水の過剰使用を助長させる可能性がある人数割制は、時流に合ったものとは言い難いとの意見がありました。

これらの事情から、検討委員会では、「農業集落排水使用料の使用料体系を公共下水道使用料の使用料体系と同一にすることが社会的にも求められている」との見解を示されました。

なお、農業集落排水使用料を従量制へ移行する場合、その移行時期は、田村地区が公共下水道へ編入する令和9年度が適切との意見をいただきました。

意見書

令和7年3月27日

亀山市下水道使用料等検討委員会

令和7年3月27日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市下水道使用料等検討委員会
委員長 富 松 敬 史



亀山市下水道使用料の在り方について

令和6年9月9日に意見を求められた表題の件について、本委員会の総意をもって、下記のとおり提言する。

記

意見1. 公共下水道使用料の在り方について

公共下水道使用料については、

- ① 令和8年度から令和12年度までを使用料算定期間として必要な改定を行うこと。
その際、
- ② 使用料対象経費は、維持管理費と支払利息の全額とし、維持管理費については物価の動向を注視し、これを加味すること。
また、
- ③ 使用料体系については、現行の体系に従量使用料の6 m³から10 m³までの区分を加えること。
- ④ 料金の設定に際しては、一部の利用者に過度な負担が生じないように十分に配慮し、下表を基準として改定を図ること。

基本使用料金		1000 円
従量使用料金 1 m ³ あたり	汚水の量	
	6 m ³ ～10 m ³	20 円
	11 m ³ ～20 m ³	150 円
	21 m ³ ～30 m ³	170 円
	31 m ³ ～50 m ³	195 円
	51 m ³ ～100 m ³	225 円
	101 m ³ ～500 m ³	260 円
	501 m ³ ～	295 円

(消費税抜き)

意見2. 農業集落排水使用料の在り方について

- ① 社会の変化に伴い、公共下水道と農業集落排水の各区域における下水道施設の使用形態に差異が無くなりつつある状況等を踏まえ、農業集落排水使用料の料金体系を、全区域において、公共下水道の使用料体系と同一とすること。
なお、
- ② その移行時期については、農業集落排水田村地区が公共下水道へ編入される令和9年度が妥当である。